

児童クラブ支援員募集要項

児童クラブとは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成と安全な居場所の提供を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを主な目的とします。

○業務内容

児童クラブにおける保育業務、児童クラブ運営に関する事務・環境整備、保護者対応など

○就業場所

かみのせき児童クラブ（上関小学校体育館）

○任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務実績に応じて翌年度以降も公募によらず再度任用する場合があります。

○応募要件

- ・放課後児童支援員認定資格を保有する人
- ・放課後児童支援員認定資格を受ける要件を満たし、かつ、雇用後速やかに研修を受けることができる人

※放課後児童支援員認定資格研修の受講要件は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項各号（※）のいずれかに該当する方で、放課後児童支援員として放課後児童クラブに従事しようとする方。

※基準第10条第3項について

第1号：保育士の資格

第2号：社会福祉士の資格

第3号：高卒等かつ2年以上の児童福祉事業に従事

第4号：教育職員免許法第4条に規定する免許状（幼、小、中、高の学校教諭免許や養護教諭免許等）

第5号～第8号：大学、大学院等の特定の課程（社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程）を卒業等

第9号：高卒等かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町が認めた者

第10号：5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市町が認めた者

○勤務条件

- ・勤務日数：週2～5日
- ・始業、終業時間：学校の下校時間から 18:30
長期休業中は 7:30～18:30
- ・週休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆等
- ・休暇：上関町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に基づく
- ・報酬額：時間額 1,438 円

・通勤手当：

距離	日額	距離	日額
0～2km	0円	6～10km	304円
2～4km	95円	10～14km	409円
4～6km	200円	14km～	514円

- ・社会保険（健康保険・厚生年金保険）・雇用保険：勤務時間により加入
- ・その他特記事項：スポーツ保険に加入

○申し込み方法

所定の上関町会計年度任用職員登録申込書及び第 10 条第 3 項各号の資格証明がある場合はその写しを提出

○選考方法

個人面接

○応募にあたっての注意

- ・地方公務員法第 16 条に該当する以下の人は応募できません。
 - 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - 3 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入する人
- ・会計年度任用職員は、地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する規定（※）が適用されます。

※地方公務員法の服務に関する規定について

- ・ 服務の根本基準（法第 30 条）：職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等に従い、かつ、職務上の命令に忠実に従わなければならない
 - ・ 服務の宣誓（法第 31 条）：採用時に服務の宣誓を行う義務
 - ・ 法令等及び職務上の命令に従う義務
 - ・ 信用失墜行為の禁止（法第 33 条）：職の信用を傷つけたり、職員全体の不名誉となる行為をしてはならない
 - ・ 守秘義務（法第 34 条）：職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、退職後も同様
 - ・ 職務専念義務（法第 35 条）：勤務時間と注意力の全てを職務遂行のために用いなければならない
 - ・ 政治的行為の制限（法第 36 条）：特定の政治的行為が制限される
 - ・ 争議行為等の禁止（法第 37 条）：ストライキなどの争議行為は禁止されている
-
- ・ 選考に関する申込書類等は返却しません。
 - ・ 給与については、一般職員の給与改定の動向等により、変動する可能性があります。
 - ・ 募集内容についても、今後の予算編成の状況に応じて変更する可能性があります。
 - ・ 登録された方全員を対象に選考を行った上で任用者を決定しますので、登録をした場合でも採用のない場合があります。予めご了承ください。